

平成二十六年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年五月十二日

広島県監査委員

同 同 同

赤高児中

木橋玉原

稔義好

明則浩治

平成26年度包括外部監査の結果による措置状況

〈知事所管分〉

監査の結果	措置の状況
<p>第2 個別の監査結果</p> <p>1 管理運営</p> <p>(3)役員会</p> <p>イ 役員会の審議事項(P13)</p> <p>役員会における審議は、継続検討になったケースもあるが、ほとんどは原案のとおり承認されている(後掲資料編6役員会議事録参照)。審議過程については記録が残されていないため、議事録からは議論の経過は分からず。後の大学運営の参考にすることができるように、出席者(特に外部理事)の意見の概要を含む審議経過は、内部資料として記録に残しておくべきである。(意見)</p> <p>(4)経営審議会(P14)</p> <p>経営審議会は、前記のように役員会と合同で開催されているが、議事録を見る限り、第1回の経営審議会の審議事項を除き、審議事項、報告事項とも役員会と全く同じで、2つの会議体が単一の会議体におけるように議事が進行され、議案が承認されている。役員会の理事と経営審議会の委員を兼ねている者もいるので、合同で行う方が効率的である場合もあり、合同開催を否定するものではないが、両会議体の役割分担を意識した議事運営がなされるべきであろう。(意見)</p> <p>経営審議会は、理事長および8名の委員で構成され、平成25年度は、外部委員は5名選任されている。経営審議会の設置の趣旨からは外部委員からの意見が積極的に取り入れられるべきであると考えられるにもかかわらず、平成25年度は、外部委員の出席率が芳しくない(うち1名は審議会に一度も出席していないし、50%の出席率の委員も2名いる)。重要な案件では事前に資料を送付し、意見を聴取する場合もあることであるが、委員が一堂に会してそれぞれの知見を述べて意見交換することの重要性からも、外部委員の出席率の向上に向けた工夫が必要とされる。(意見)</p> <p>(6)CIOおよびIT戦略(P16)</p> <p>学内ではIT戦略は、第二期中期計画のICTを活用した大学運営システムの整備の項目に記載された「効率的・効果的な大学運営を推進するため、セキュリティの高い情報ネットワークシステムおよび高精細遠隔講義システムなどを計画的に整備し、学生や教職員の有効活用を支援するとともに、情報倫理の醸成に努める。また、遠隔講義</p>	<p>【県立広島大学】</p> <p>御意見を受け、現在では、内部資料として審議経過を記録している。</p> <p>本学では、役員会及び経営審議会の運営に当たって、両会議の審議及び議決に支障が生じない範囲で同日開催するとともに、議事内容によっては役員会及び経営審議会を単独で開催するなど、適正な議事運営に努めているところであり、今後も、御意見に留意しながら、適正に議事運営を行っていく。</p> <p>毎年、年度当初に会議の年間スケジュールを外部委員へ周知し、出席をお願いしているが、外部委員は他の要職にも就いており、日程調整が難しい面もある。欠席の場合、案件によっては、事前に資料を送付して意見の把握に努めるなど、今後も、適正な経営審議会の運営に留意する。</p> <p>本学の規模や業態等の費用対効果から判断してCIOの配置は困難であることから、今後も、専門知識を持つ情報系学科の教員及び外部委託の専門家によるコンサルティングを受けながら、ICTを活用した効率的・効果的な大学運営の推進に努めていく。</p>

システムの更新時に、サテライトキャンパスや他大学との接続について検討する。」といった漠然としたものが存在するのみである。また、これを実現するための具体的かつ明確な中長期的なIT投資計画は存在せず、大学の経営戦略とリンクさせたIT戦略と呼べるものは見当たらない。

さらに、総務省の平成24年度版情報通信白書によるとICT化の効果を享受するには、ITの専門的知識を有し、役員としての責任と権限を有するCIOの設置が欠かせないと示唆を含む分析結果が得られているが、上記の第二期中期計画でICT活用を謳っているにもかかわらず、その中心的な存在たるCIOは設置されていない。

CIOの設置もされず、具体的なIT戦略も存在しない現状では、ICTを活用した効率的・効果的な大学運営を推進することは容易ではない。専門的能力を有した人をCIOに選任し、①IT戦略の策定、②IT予算の審査、調整、③IT投資に係る業務改善、④共通システムの構築、⑤標準ルールの作成、⑥セキュリティの確保、⑦システム調達等に関する役割と権限を与えたうえで、CIOを中心的に、IT戦略および年度計画を立案し、予算を付したうえで、ICTを活用した大学運営システムの整備をすべきである。(意見)

(7) 統合および法人化の効果(P21)

また、統合・法人化により内部統制システムに関する多くの管理運営に関するルールを整備し、危機管理体制を整え、事業の効率化・適正化に向けた諸施策を行っている。しかし、内部統制システムの効果が発揮されるためのモニタリングを実施する前提となる以下の点について、十分な内部統制環境が整備されているとは言い難い。

- ① 全学的なリスク評価およびその対応・管理
- ② 内部統制の基本方針等の規程やマニュアルの整備
- ③ 関連する規程の見直しや重要な業務等の文書化
- ④ 全学的な内部統制管理体制の整備
- ⑤ 内部統制に関する継続的な教育

公立大学法人であっても学内ガバナンス向上のためには、内部統制に関する基本的な業務として、法人全体についてシステム的に対応し、PDCAサイクルによる継続的な改善が重要である。その結果として、内部統制の目的たる業務の有効性・効率性、法令等遵守、財務報告の信頼性を一定レベル以上に確保することが可能となる。このためにも、上記①から⑤をより充実させることが必要である。(意見)

本学では、「公立大学法人県立広島大学内部統制基本方針」を平成27年2月24日に策定し、これまでの内部統制に係る各構成要素についての現状の点検及び課題の有無の確認を実施した。

今後は、不十分であった一部の構成要素(情報セキュリティに関する取組等)への対応と、PDCAサイクルによる継続的改善の全学的な実施に関する内部統制の仕組みづくりに向けた検討を行っていく。

少子化が叫ばれるようになって久しいが、これに伴い大学間競争が激化する中で、広報活動は、単に県立広島大学の情報を発信するだけでなく、積極的に斬新なアイデアに基づく経営戦略を立てて、大学の特徴を前面に打ち出し、広く受験生、世間にその魅力を発信するという「戦略的広報」に重点を置いた広報活動がより重要となる。この点に関し、平成27年度の広報戦略の立案に向け、平成26年7月に「県立広島大学広報戦略策定等に係る業務委託契約」が締結されたことは、その第一歩として評価することができる。今後も、戦略的広報を強力に推進すべきである。(意見)

現在の県立広島大学は、4学部を有する総合大学であるが、教育形態はキャンパスごとに完結する形で行われており、同一学年の学生全員が学部の垣根を越えて同じキャンパスで学びかつ親交を深めるというプログラムは用意されていない。入学式で全員が一堂に会するのみで、大学祭も卒業式も3つのキャンパスで分散して行われている。

現在の県立広島大学の学生は、総合大学の強みである学部を異にする学生との横のつながりを醸成する機会に恵まれていない。これでは、県立広島大学生としての連帯感が生まれ難く、共通のアイデンティティを持てないでいるのではないかと思われる。

教養教育期間のうち、一定期間を本部キャンパスにおいて学年全体を合同で教育するシステムを作るなどして、同じ大学の学生としての一体感を醸成する方策を講じて、全学生、教員、職員の総合力による大学力の向上を目指すべきである。(意見)

2 人事関係

(1)教職員の採用形態(P30)

法人化の利点の1つとして、プロパー職員の採用により専門性を有する職員を育成し効率的な事務遂行を可能にする点が挙げられるが、上表のとおり県派遣職員の比率は減少傾向にあり、法人化の利点を生かす方向で推移している。法人契約職員もプロパー職員に含めて考えると、全職員に占めるプロパー職員の比率は68.2%であり、平成25年度における全国の公立大学の事務職員におけるプロパー職員の平均比率52.4%(ファクトブックより)とくらべ、その比率は高いといえる。以上のような県派遣職員の比率の減少は、法人化の趣旨に沿うものである。また、一時的に必要な人員を法人契約職員の採用によって賄うという手法は、法人化のメリットを活かした柔軟な雇用形態の選択といえる。

昨年度に委託実施したコンサルタントによる広報分析の結果及び改善課題に関する提案を受け、学内の広報推進会議において今年度の取組内容を決定、実施しているところである。この取組に関する検証・評価については今年度末に同会議において実施する予定であり、今後もPDCAサイクルを機能させながら、効果的な広報活動の推進に努める。

本学においては、同じ大学の学生としての一体感を醸成する方策として、3キャンパス交流スポーツ大会やサークル活動発表会などの学生交流事業等を積極的に推進しているところである。なお、ご指摘の「本部キャンパスで教養教育期間のうち一定期間を教育するシステムの構築」に関しては次のような課題があることから対応が困難であり、今後は、ご指摘の趣旨を踏まえより良い方策を検討していきたいと考えている。

- ① 1年次から、各キャンパスにおいて学科専門科目を履修している。
- ② 学生のキャンパス移動に伴い、交通費・居住費等の学生負担が生じる。
- ③ 1年次生全員を収容する教室を確保するためには、施設の拡張が必要になる。

プロパー職員の増員については、年齢構成にも配慮しながら、計画的に採用を行っているところである。

しかし、法人契約職員の契約期間は基本 3 年であり、契約更新されない可能性があり、実際にも上述のとおり法人契約職員の平均勤続年数は 3 年未満であって、正規採用の法人職員に比べ、専門性のある職務に関するスキルを身に付けることが困難な面がある。また、上表のとおりプロパートナー職員と法人契約職員とでは時間外勤務状況において相当程度の開きがある。そのため、現在のように職員の半数近くを法人契約職員が占める状況では、特にプロパートナー職員に過度の業務負担がかかり、業務の効率性を損なっているのではないかと考えられる。将来的に要職を担う人材を育てるためにも、今後は、県派遣職員を減少させるという方針を維持しながら法人契約職員の比率も低減させ、既に行われている社会人経験者や学卒者の採用といったプロパートナー職員の比率を高めるための取組を一層推し進めるなどして、プロパートナー職員の比率をより上昇させる方向で職員採用を行っていくべきである。(意見)

(2) 給与制度(P33)

上述のとおり、県立広島大学では職員について県と同じ枠組みの給与制度を採用しており、ほとんどのケースで 1 年勤務すれば 4 号上昇することとなっている。しかし、法人化の利点を活かし、柔軟な給与制度を導入することによって職員の勤務意欲をより向上させる契機とするために、特定の部署における業務についての専門性や能力を有する職員、あるいは業務において顕著な成果を上げた職員などが評価されるような能力主義をより強く反映させた仕組み、例えば、勤務評定が顕著に良好な職員については、4 号を超えて昇給させる、あるいは 6 月および 12 月の勤勉手当(いわゆるボーナス・職員給与規程 29 条)を増額するといった制度の導入が検討されるべきである。(意見)

また、既に広島県で導入されている目標管理制度が県立広島大学においても近年中に導入予定となっているが、その目標の設定や達成の有無の評価においても、人材育成、研究のサポート、地域貢献などの県立広島大学特有の要素を重視するなど、その特色が生かされる制度となるよう努めるべきである。(意見)

教員についても、研究意欲等の向上のために、教員の業績評価を給与に反映させるため平成 26 年 6 月に教員業績評価委員会の中に立ち上げた専門部会等において、業績評価が顕著に良好な場合、4 号を超えて昇給させる、あるいは勤勉手当を増額するといった制度を導入することが検討されるべきである。(意見)

(4) 人事管理(P40)

上記ア(イ)で述べたように、県派遣職員が県立

事務職員については、人材育成を目的として今年度目標管理制度の試行を開始したところである。まずは、この制度の信頼性を高めていきたい。
事務職員の目標管理制度について、今年度から試行を開始した。試行段階での意見を踏まえて、本学の特色が生かされる制度となるよう努めしていく。
教員業績評価委員会内に「給与反映を前提とした教員業績評価制度の見直しに係る検討部会」を設置し、御意見のあった制度についても導入に向けた検討を行っている。

プロパートナー職員の増員やマネジメントを担える社

広島大学の役付職員の約 87%を占めている。このような状況が維持されているのは、プロパー職員の採用を始めて 6 年しか経過していないといった理由によるところであるとのことであるが、これでは法人化の趣旨が十分に活かされているとは言い難い。法人化の目的の一つに、「教育研究活動の活性化や機動的な大学運営を図るため、法人化のメリットを最大限に生かした柔軟で弾力的な人事制度を確立する」ことが挙げられており（「県立広島大学の法人化基本方針」7 頁）、そのような制度を確立することで民間的発想によるマネジメントを通じての自主自立的な大学運営の実現を目指しているものと考えられる。然るに、県派遣職員は基本 3 年の派遣期間であり、あくまでもその地位は公務員であるため、上記のような目的を有する公立大学法人制度との親和性は比較的低いものと考えられる。新制度への移行期間中においては、人員確保の観点から県派遣職員中心の運営とならざるを得ない面もあると考えられ、また上述のとおりプロパー職員について将来の幹部として育成するための人事異動・配置が現在行われているところではあるが、そのような点を考慮してもなお、第 1 期中期計画も終了した現在においては、民間的発想によるマネジメントを通じての自主自立的な大学運営の実現のためにも、早期にこのよう職位構成からの脱却が図られるべきであろう。そのためには、指導的職位に充てるべく、「(1)教職員の採用形態」の監査結果で述べたとおり県立広島大学のプロパー職員を増加させながら、同時に役職者に早期に昇任させることができない民間企業等での役職経験者を採用する、あるいは県派遣職員についても、民間的発想にもとづくマネジメントを体現できる人材であれば、当該職員の意向を勘案したうえプロパー職員化を図るなどして、管理職におけるプロパー職員の数を増やす人事を速やかに開始すべきである。（意見）

時間外勤務時間については、前述したとおり申請された時間外勤務と使用ログ記録の時間差の大きさ等から、実際は「時間外勤務等に関する協定書」における上限時間が遵守されていない場合が多数あるものと推定せざるを得ない。特に月 116 時間もの時間外勤務がなされたと推定される例などは、厚生労働省の過労死認定基準において、脳・心臓疾患の発症前 1 か月間に時間外勤務が認められた場合に「業務と発症との関連性が強いと評価できる」とされる 100 時間を超過しており、強行法であり刑罰法規でもある労働基準法と使用者に課される安全配慮義務（労働契約法 5 条）の観点からして到底看過できない。直ちにこのような状況を是正し、前記協定に違反するような時間外勤務が行われないよう適切な業務量および業務時間の管理のための措置を講じるべきである。また、実際の時間外勤務時間数を正確に

会人経験者の採用を計画的に進めているところであり、これに併せて、係長等のポスト職への登用も積極的に行うこととしている。

申請の時間外勤務とパソコンの使用ログ記録の時間差が指摘されたことを受け、平成27年5月に平成25・26年度の時間外勤務の実績等について調査を行った。

調査結果を踏まえ、時間外勤務実績を修正し時間外勤務手当の追給を行うとともに、時間外勤務管理の適正化に向けた改善策を取りまとめ、時間外勤務の事前命令・事後確認の徹底など、業務量や業務時間を適切に把握・管理する取組を行っている。

把握した上で、それに従った法定の割増賃金の支払いを行わなければならない。(指摘)

3 財務会計

(1)総論

イ 他大学の財務指標との比較分析

e 財務指標分析について(P50)

aからdまでの効率性に重点を置いた分析によれば、各大学に個別の事情があり、学部や学科の構成によっても導き出される回答は異なる場合もあるが、概略的にいえば県立広島大学の効率性には他大学に比して改善すべき部分があるものと考えられる。

収入源が限定されている県立広島大学においては、より徹底した運営の効率化が求められる。慢性的な税収不足、少子化等の諸種の課題がある中では、大学も財務諸表分析等のツールを用いて、みずからKPIを定め、継続的に測定・評価・分析するなどし、不断の改善活動を行い組織としての体力を向上させる必要がある。(意見)

(2)予算

ウ 監査結果

(イ)キャンパス外壁崩落の修繕等について

a 外壁崩落の調査・修繕等の対応範囲について(P54)

当初は広島キャンパスの調査・修繕のみを対応範囲としていたが、当該部分への手当だけでは特定運営費交付金の執行残が出たことから、三原キャンパスの調査を追加で実行している。一方、上表からもわかるように、平成 25 年度において、庄原キャンパスには何らの手当てがなされていない。これは広島県の特定運営費交付金に係る予算上の制約と県立広島大学の政策的判断によるところが大きい。

まず、広島県は緊縮財政下にあり、緊急予算を組むことが容易ではなく、平成 25 年 6 月に決定された県立広島大学の役員・教職員の 1 億 2164 万円の給与減額に関連し、標準運営費交付金が広島県に返戻されることとなっていたため、当該金額を上限として調査・修繕すべく、特定運営費交付金として再度交付している。

また、県立広島大学は特段外部の専門家等を交えることなく、独自に外壁崩落の有無のみで危険性を判別し、平成 25 年度の調査・修繕対応を広島キャンパスのみにとどめ、庄原・三原両キャンパスについては現状を存置し、調査・修繕については平成 26 年度以降に持ち越す予算要求している。

これについて、庄原・三原両キャンパスについては、専門家の帶同なく、県立広島大学独断で判断し、その調査・修繕について翌年度以降に持ち越している。

3 キャンパスの中でも比較的新しいキャンパス

今年度、事業成果や財務指標などを含む「アニマル・レポート」の作成を進めている。今後、更に分析を深めるなど、引き続き業務改善や効率化に取り組んでいく。また、外部資金獲得促進のため、間接経費の一部相当額を学部に還元するなどしてインセンティブを強化してきたが、今後は、地域連携センターにおけるコーディネート機能を強化し、共同研究・受託研究の受入増と大型の競争的資金の獲得を目指すこととしている。

庄原・三原キャンパスの外壁調査・修繕については、県の施設整備費補助金を財源に、一般競争入札により次のとおり実施した。

【平成26年度】

庄原キャンパス外壁調査:3,974,400円、
庄原キャンパス外壁改修工事実施設計
: 3,024,000円

三原キャンパス外壁調査:876,744円
三原キャンパス外壁改修工事実施設計
: 2,116,800円

合計 9,991,944円

【平成27年度】

庄原キャンパス外壁改修工事(3・4号館)
: 62,574,920円

三原キャンパス外壁改修工事(2号館)
: 35,519,040円

合計 98,093,960円

その他の建物についても、引き続き、県の施設整備費補助金により、外壁改修工事を進める。

であったにもかかわらず、外壁が崩落したということを勘案すれば、少なくとも今後は専門家を伴った予備調査程度は行うべきである。(意見)

また、資金的な制約から即時に修繕することは難しくとも、危機管理の観点からは、全キャンパスに対する調査を実施し、危険個所の把握に努めるべきであろう。外壁の崩落およびその可能性は、学生をはじめとする施設利用者の生命・身体の安全に直結する問題であるから、その為の予算措置および予算要求は適時になされるべきである。(意見)

b 大学設備等の修繕計画および当該修繕について(P55)

県立広島大学は、第一期中期計画の「No.172施設整備等の長期的整備計画の策定」において、「施設整備等の実状を調査・点検し、既存施設設備の維持管理や大規模改修、高額機器の購入・更新等について、コスト削減と資金需要の平準化の視点から、費用対効果の精査を行い、長期的整備計画を平成20年度までに策定する」としている。かかる中期計画に基づき、県立広島大学は「施設整備等の長期的整備計画(速報版)を取りまとめ、(平成)21年度に3キャンパス全体の施設整備等に係る長期的整備計画を策定」するなどしている。

しかし、広島県は、当該計画は現有設備の耐用年数から使用見込みを機械的に判断したのみで、実態とのかい離があると判断しており、また県立広島大学としても、当該計画に基づく施設整備修繕について広島県に予算要求するにあたり、使用実態を踏まえた整備修繕の必要性や、法人としての優先順位の整理等が不十分であると自認し、結果として予算要求するに至らなかった。

進行中の第二期中期計画においては、「計画期間中の施設設備の整備・活用方針を定め、年次整備計画を策定し、計画的な整備・活用に努める」とあることからも、県による予算措置の可能性を含めた現実的に実行可能な長期的整備計画を早急に定め、適切に運用される必要がある。(意見)

次に、実際の修繕について、統合前の広島県立大学、広島女子大学、広島県立保健福祉短期大学は、それぞれ開学から二十年程度経過しているものの、一度も大規模修繕等は行われておらず、統合後においても法人化後においても大規模

外壁調査・修繕に係る予算を最優先に措置し、次のとおり実施した。

【平成26年度】

庄原キャンパス外壁調査設計費:20,386千円
三原キャンパス外壁調査設計費:4,874千円
合計 25,260千円

【平成27年度】

庄原キャンパス外壁改修工事:94,086千円
三原キャンパス外壁改修工事:12,108千円
合計 106,194千円

【平成28年度】

庄原キャンパス外壁改修工事:61,412千円
三原キャンパス外壁改修工事:59,880千円
合計 121,292千円

平成26年度に「県立広島大学の施設・設備等の長期保全整備計画」を定めた。

また、当該計画に基づき、平成27年度予算において、県から施設整備費補助金が一部予算措置された。

大学としては、今後とも、当該計画をベースに、各年度の緊急度等を精査し、県に予算要求を行うこととしている。

引き続き、建築基準法第12条に基づく定期点検を実施するともに、日々の点検等により、老朽化が進行している個所は、適宜修繕等を行う。

な修繕は行われていない。

建築物の経年劣化は避けられず、大規模な修繕もまた避けられない。民間建築物については、平成二十年国土交通省告示第二百八十二号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」の附則別表における「二 建築物の外部 十一 外壁 外装仕上げ材等」において、タイル・石貼り等のものについての調査方法等は以下のように定められている。

国土交通省告示第二百八十二号

開口隅部、水平打継部斜壁部等のうち手の届く、範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超えて、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合または別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く）。

上記の通り、竣工等から10年経過したタイル貼りの民間建築物については、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分に全面的打診等調査を実施するか、3年以内に外壁改修等の大規模修繕を実施するなどの対策をとることが義務づけられている。これに違反した場合、建築基準法により罰則規定が適用され、100万円以下の罰金が科される。

県立広島大学の保有する建築物等は、広島キャンパスは平成23年、庄原キャンパスは平成19年、三原キャンパスは平成20年に全面的な打診等調査を実施しており、上記の基準はクリアしている。ただ定期点検の状況からすると、老朽化は相当程度進行しており、日々の点検並びに、適宜の適切な大規模修繕等が必要である。（意見）

（3）会計基準への準拠性（P58）

一般債権と貸倒懸念債権等の、債権区分の方法、回収可能性の判断基準、貸倒実績率の計算方法等、具体的な処理方法が明確になっていない。このような状況では、適切に徴収不能引当金の計上ができないため、徴収不能引当金の具体的な会計処理方法について、事前に文書化し、明確にする必要がある（意見）。

大学の債権管理規程を改正し、同規程第17条に「債権区分の判断基準」を定めた。

また、平成27年3月に「一般債権の評価に係る債権区分の設定方針」を定めた。

上表の A 氏に対する債権 178,200 円は、平成 23 年度第 2 期分(平成 23 年 10 月末納期)の授業料等に係る債権である。この債権は、以下の理由から平成 25 年 3 月 29 日に徴収停止(保全・取立ての停止)扱いとすることの理事長決裁がなされている。

- ① 中国へ帰国後の本人の現住所は不明であり、かつ、国内に差し押さえが可能な財産はないと考えられ、A 氏からの徴収は困難である。
- ② 身元保証書記載上の保証人とされている H 氏と面談したところ、保証人であることを否定している。この点について、身元保証書と A 氏直筆の外国人留学生記録と比較したところ、筆跡が同じであることが伺え、これ以上の請求は難しいと考えられる。

この徴収停止の決裁の結果、債権回収不能は明白であり、同債権は資産的価値を失っているにもかかわらず、この決裁が行われた平成 24 年度では特に会計処理がなされておらず、平成 25 年度ではじめて徴収不能引当金が全額繰入されている。平成 25 年度において徴収不能引当金の繰入処理をするのではなく、平成 24 年度において徴収不能損失処理をすべきであった。(指摘)

また、平成 24 年度および平成 25 年度の決算においては、上記の通り A 氏に対する債権について徴収不能実績があったのであるから、一般債権に対する一括引き当てによる徴収不能引当金の計上をすべきであった。(指摘)

(4) 管理運営の有効性・効率性

ア 遠隔講義システム

(ウ) 遠隔講義システムの必要性(P62)

県立広島大学は、3 キャンパスが地理的に離れた場所に存在しており、一か所にキャンパスが集中している大学に比べ講義などの実施にハンディキャップがある。このハンディキャップを克服するためには遠隔講義システムの利用は不可欠である。

遠隔講義システムの利用率を向上させるべく、現状実施されている 22 講義にとどまらず、下記(工)a 有効性の追求で述べる諸般の改善を実施し、より対面授業に近づける対策を講じたうえで、教養科目・専門科目等の区別なく、幅広く遠隔講義システムの講義対象とすべきである。(意見)

(工) 今後の課題(P63)

a 有効性の追求

遠隔講義システムの有効活用を阻害する要因として、対面講義に比べて教育効果が劣る、科目により遠隔講義システム方式への適合性が低い、など懸念が持たれていることがあげられる。

今後も、本学の会計監査人と協議の上、本学の規程に則り、会計上の適正な処理に努めていく。

今後も、本学の会計監査人と協議の上、本学の規程に則り、会計上の適正な処理に努めていく。

大学設置基準においては、授業は直接の対面授業により行われることが基本とされており、また、遠隔授業は適正な教育上の配慮のもとに行われかつ直接の対面授業に相当する教育効果が見込まれる場合によるのが適当とされている。加えて、卒業要件単位として認められる単位数に制限がかけられているなどの課題を有していることから、本学では、全学共通の授業を実施する場合の補足的な手段として遠隔講義システムを導入したところである。今後は、これらの課題を前提にしつつも、ご指摘の意見を参考に有効活用についての検討を行っていく。

大学設置基準においては、授業は直接の対面授業により行われることが基本とされており、また、遠隔授業は適正な教育上の配慮のもとに行われかつ直接の対面授業に相当する教育効果が

<p>対面講義に比べ教育効果が劣るとの懸念については、筑波大学の事例のように席の配置を質疑応答のしやすい横型とし、マイクを多数用意する等して、より対面講義に近い授業スタイルになるよう工夫する等の改善を行うべきである。(意見)</p>	<p>見込まれる場合によるのが適当とされている。加えて、卒業要件単位として認められる単位数に制限がかけられているなどの課題を有していることから、本学では、全学共通の授業を実施する場合の補足的な手段として遠隔講義システムを導入したところである。今後は、これらの課題を前提につつも、ご指摘の意見を参考に有効活用についての検討を行っていく。</p>
<p>科目により遠隔講義システム方式への適合性が低いという懸念については、グループワークを必要とする講義についても、現在のような大人命数型の大講義室で行うスタイルではなく、少人数型のテレビ会議スタイルとすれば、グループワークに適した講義をすることも可能である。(意見)</p>	<p>大学設置基準においては、授業は直接の対面授業により行われることが基本とされており、また、遠隔授業は適正な教育上の配慮のもとに行われかつ直接の対面授業に相当する教育効果が見込まれる場合によるのが適当とされている。加えて、卒業要件単位として認められる単位数に制限がかけられているなどの課題を有していることから、本学では、全学共通の授業を実施する場合の補足的な手段として遠隔講義システムを導入したところである。今後は、これらの課題を前提につつも、ご指摘の意見を参考に有効活用についての検討を行っていく。</p>
<p>また、現在教養科目のみ遠隔講義システムの対象とされているが、専門科目についても、上記他事例の検討でもあるように、筑波大学(医学)、名古屋市立大学(医学)、大学院連合農学研究科(農学)が遠隔講義システムを活用した講義を実施しているなど、専門科目が遠隔講義に適さないというのはあたらない。他大学等の活用事例を参考に、専門科目についても活用を検討すべきである。むしろ専門科目こそ、県立広島大学内の3キャンパスの連携にとどまることなく、他大学等との広域連携も検討するなど、有効性を追求すべきである。(意見)</p>	<p>遠隔講義システムの利用率向上とは別の「幅広い学修」という観点から、他学部・他学科の専門科目等を履修できる制度(開放科目の設置)を平成26年度から運用している。また、他大学等との広域連携については、教育ネットワーク中国の単位互換事業への参画や大学連携による取組などを行っている。</p>
<p>教養科目についても、他大学等の例に倣い、専門科目同様、広域連携や実務家が講師となり諸種の専門分野について講義するようなスタイルも検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成27年度からの全学共通教育科目(科目区分「広島と世界」の授業)において、実務家を講師とする授業を開講している。</p>
<p>b 経済合理性の検討 (a)導入時の問題点(P63) 前述の通り、約1億7000万円(平成20年3月に約9000万、平成22年3月に約8000万円)の設備投資を行うにあたり、遠隔講義システムを利用した講義開設の数値目標も利用計画も全く策定されていない。システム導入前に利用計画等を策定し、費用対効果の観点から利用計画に合わせた教室数の検討を十分に行うべきであった。(意見)</p>	<p>平成27年8月に設備更新を行い、教室数を12から9に縮減して整備を行った。</p>
<p>(b)維持管理の問題点(P64) 県立広島大学が現在使用している専用回線を利用した専用システムではなく、インターネット回線を利用</p>	<p>本学の遠隔講義は臨場性を重視して高精細映像・音質を配信するため、通信量が非常に大きく、</p>

した専用システム・汎用システムを使用したとしても、教育効果として劣るものではないと考えられるし、経済性も確保しうる。したがって現在の専用回線を使用した専用システムは経済合理性に欠けるものと考えられる。近年の通信環境は県立広島大学がシステム導入した当時に比べて格段に向上しており、一般的なテレビ会議システム等の遠隔講義を可能とするシステムの選択肢は広がっており、相当程度低廉化もしている。実際に他大学の活用例では、他大学や他地域との連携が容易であることを理由に汎用システムを導入している例もある。現有システムに拘泥することなく、十分なシステム仕様の検討とコスト比較を実施したうえで、優位性が明らかになれば汎用システムの導入が必要である。(意見)

(c) 入札について(P64)

現状の遠隔講義システムの導入の際、一般競争入札により業者選定を行っている。

その入札情報の周知にあたり、県立広島大学および広島県のウェブページに掲示したのみで、入札条件についても過去5年内に教育機関への納入実績を必要とするなど、限定的な市場の中では相当程度参入障壁が高く、結果として入札業者が1社という結果となっている。

契約形態についても入札が予定価額を超過していたことで、一般競争入札から随意契約に変更し、当初の予定価額内の契約となつた。

相当程度の高額な投資にも拘らず、1社のみの参加による価格決定では経済合理性のある価格決定がなされたか疑問なしとしない。

一般競争入札に替えて指名競争入札にしてでも複数社からの業者選定を行うべきであったであろう。(意見)

c 効率性の向上

(a) 導入時の問題点(P65)

平成9年に定められた大学設置基準等における取扱いでは、授業中に教員と学生が互いに映像・音声等によるやりとりを行うことなど対面授業に近い環境を求められていたことから、システムエラーによる講義停止等のトラブルに対応する為、予備の遠隔講義システムを導入している。この点、文部科学省高等教育専門教育課によれば、平成13年に告示された下記「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等」にあるように、授業後の質疑応答に対応できるスタッフが対応すれば録画による講義でも許容され、録画放映方式やオンライン方式等の録画遠隔講義システムの代用でも問題ないとのことであった。実際に他大学等の活用例では、信州大学、佐賀大学が録画による補講を実施している。

以上のことからすれば、平成16年の遠隔講義システムの採用を決めた時点、平成20年、22年

インターネット回線の性能は急速に向上しているものの、性質上、時期によっては通信状態が悪化し、映像の停止又は講義中断等の講義運営上の問題があることから、広域イーサネットを利用した高速通信サービスによって安定的な運用に努めることとしている。

指名競争入札よりも一般競争入札の方が競争性が高いと考えられることから、平成27年度に実施した設備更新においても一般競争入札を行い、参加要件となる納入実績を過去5年から10年に拡大した結果、2者の参加により競争性の高い結果が得られたところである。

大学設置基準において対面授業が基本とされ、遠隔授業が一定の要件を満たす場合にのみ適当とされていることから、一方通行の授業スタイルである録画授業は正式な授業として取り扱うことは困難であるため、ごく一部の大学で正式な事業としてではなく授業の復習や欠席時の補習に利用しているのが現状である。本学としては、これらの活用事例を参考に有効活用についての検討を行っていく。

<p>の改修時点において、録画方式の採用を検討していればシステムエラー対策のためとしての予備教室は必要なかったとも考えられる。それぞれの時点において、遠隔講義システムの全体構想について録画方式の採用も考慮に入れた総合的検討がなされるべきであった。(意見)</p> <p>(b) 有効活用方法の検討(P67) リアルタイムでの遠隔講義と録画方式による講義それぞれの利点と欠点および講義内容との適合性も勘案して、遠隔講義システムのより有効な活用が図られるべきである。(意見)</p>	<p>大学設置基準において対面授業が基本とされ、遠隔授業が一定の要件を満たす場合にのみ適当とされていることから、一方通行の授業スタイルである録画授業は正式な授業として取り扱うことは困難であるため、ごく一部の大学で正式な事業としてではなく授業の復習や欠席時の補習に利用しているのが現状である。本学としては、これらの活用事例を参考に有効活用についての検討を行っていく。</p>
<p>d アンケートの必要性(P68) 現在開講されている講義の授業数、時間数は下表の通りである(講義のうち遠隔講義システムに適さないと想定される演習・実験・実習・実技を除いた講義数を座学講義としている)。表によると座学講義に占める遠隔講義の割合は 5.9%である。中期計画においては「遠隔システムの活用により、3 キャンパス間の多彩な授業選択を可能とする」ことを目的としているが、かかる遠隔講義の開講状況では遠隔講義システムの高度利用がなされているとは言い難い。</p> <p>旧 3 大学連携を契機に導入され、3 大学統合以降も地理的制約を打破する方策として利用・更新してきた遠隔講義システムであるから、当該システムの利用に関するアンケートを教員・学生に実施するなどして、その結果をもとに改善策を講じ、遠隔講義システムのさらなる活用に努めるべきであろう。(意見)</p>	<p>遠隔講義システムの利用に関するアンケートの実施について、所管する部門において検討する。</p>
<p>イ 固定資産の現物管理(P69) シールが貼付されていない資産が数点あったが、収納箱に貼付する、同梱している説明書に貼付する、美術品についてはタイトル板に貼付する等の方法により貼付義務を履行実施し、資産を管理すべきである。(指摘)</p>	<p>屋外に設置している美術品等には耐水・耐久性が高いシールで、タイトル板等に貼付する。その他有形固定資産についても、現物に貼れない場合は収納箱等の付属品に必ず貼付する。無形固定資産(ソフトウェア)についても、インストールされているパソコン、サーバーまたはメディアケース等に貼付し、シール管理を徹底する。</p>
<p>絵画について直射日光があたり、保存状態の良好でないものがあった。絵画の保管時には「湿気」と「紫外線」は避けるべきである。長年同じ場所にしまったまま、飾ったまま、という絵画は傷みやすく、価値の低下を招く。固定資産の維持・保全も資産管理者の業務に掲げられているのであるから、保存状態の良好でない資産については改善すべきである。(意見)</p>	<p>平成元年4月の開学時から設置場所は変えていない。中央棟、玄関ホールは1日中直射日光は当たらない。専門業者に確認したところ、1日中直射日光が当たる場合は移設が必要であるが、1日中当たらない場合は必要ない。広く観覧に供する観点からも、移設の必要はないと考える。</p>

現物確認の際に未利用の物品も見受けられたが、当該資産が使用できる状態にあるかどうか、修理・買替の必要性があるかどうか等については確認していない。固定資産管理規程第6条2項には「使用状況の把握を行う」とあり、固定資産を適切に管理するために使用状況等についても確認すべきである。また、遊休状態にある資産については、他の有効活用方法が検討されるべきである。(意見)

廃棄処理について、現在は実際に廃棄しているかどうか確認されておらず、紛失や横領が発生した場合にも気づかれない可能性がある。廃棄処理は事務局で行う等の改善が必要である。(意見)

ウ 管理物品の現物管理(P70)

前述の通り、管理物品についてもシールが貼付されていない資産については、収納箱に貼付する、同梱している説明書に貼付する、美術品についてはタイトル板に貼付する等の方法により貼付義務を履行実施し、資産を管理すべきである。(指摘)

管理物品については、直近に購入した物品についてのみ現物実査をしているが、今回実査を行った結果、所在不明な物品、すでに廃棄した物品等が見受けられたことから、過去に購入した物品についても現物実査を行うべきであろう。実査物品の数が多いのであれば、数年に一度のローテーションで行うという方法も考えられる。(意見)

廃棄などの情報が速やかに本部に報告されていなかった。本部への報告を毎月月末に行う等のルールを再構築すべきであろう。(意見)

管理物品の保管場所が変更になった場合も廃棄された場合同様、報告するルールを構築すべきである。(意見)

前述の通り管理物品についても使用状況についても確認すべきである。また、遊休状態にある資産については、他の有効活用方法が検討されるべきである。(意見)

エ 情報機器等の管理

(ア) 取得等(P71)

PC等の情報機器およびソフトウェアライセンスは、原則各部署の長が管理しており、全学的には実態調査に基づき管理台帳が作成されている。この管理台帳は平成23年6月以降更新されていない

年に1回実施している固定資産実査で、使用状況についても確認し、遊休状態にある資産があれば、他の活用方法を検討する。

資産台帳に登録している物品を廃棄する場合は、必ず事務局へ報告するよう教職員に周知徹底した。事務局で資産台帳と廃棄物品を照合し、資産シールの回収を行う。収集場所まで事務員が同行し、確実に収集場所まで運ばれたことを確認する。収集場所の施錠管理も徹底する。

屋外に設置している美術品等には耐水・耐久性が高いシールで、タイトル板等に貼付する。その他管理物品についても、現物に貼れない場合は収納箱等の付属品に必ず貼付する。管理物品(ソフトウェア)についても、インストールされているパソコン、サーバーまたはメディアケース等に貼付し、シール管理を徹底する。

平成26年度に、過去に購入した全管理物品について現況調査を実施し、台帳整備を行った。今後は、数年に分けて現物実査を行う。

今後は、毎月末日に資産登録をする際に、物品の廃棄・設置場所の変更についても、各キャンパスから本部へ報告するよう徹底する。

今後は、毎月末日に資産登録をする際に、物品の廃棄・設置場所の変更についても、各キャンパスから本部へ報告するよう徹底する。

直近に購入した管理物品については、実査で確認する。過去に購入した管理物品については、数年に分けて実施する実査で確認する。

ソフトウェアライセンスは、機器にリンクした形態ではなく数量で管理することとされており、主要なソフトウェアのボリュームライセンスについては、ベンダーが提供するオンラインツールにより確

いため、情報機器およびソフトウェアライセンスの現状を即座に把握することはできない。また、情報機器には管理用のシールは貼っておらず、情報機器を特定した台帳管理がなされていない。さらに、この台帳では取得日情報が管理されていなかったため、更新が適時に行われていたとしても、各年度で必要なライセンス料の支払いが行われたかどうか確認できない。

情報機器およびソフトウェアライセンスについては、全学的に、管理用シールによって情報機器を特定して管理し、取得・インストール、廃棄・アンインストールの都度、定型フォームにてその状況を報告し、日付も含めて管理し、定期的に報告違反がないかどうかモニタリングする必要がある。(意見)

(イ) 廃棄(P71)

情報機器の廃棄処理についても、報告とシールの返還のみで行われ、実際に廃棄しているかどうかの確認はなされていない。PC等の情報機器は、個人情報や研究内容の流出可能性の高いものであり、情報機器については特に厳格な廃棄方法の仕組み・ルールを構築すべきである。(意見)

(ウ) ソフトウェアライセンス管理(P71)

学内のソフトウェアライセンスは、現在、各研究室または各部署にてPC1台につき1ライセンスが許諾されたものを購入、またはプレインストールされたPCを購入・管理している。これに対して、教職員、学生などのユーザー1人に対して1ライセンスが許諾されるライセンス体系があるが、この方式によれば、通常、教育機関や1,000人以上を超える規模で一括契約すると大幅に格安となるプランが設定されていることが多く、経済的にメリットがあるだけでなく、教職員、学生も自身が所有するPCにもそのライセンス内でソフトウェアの使用が可能になるなど、利用者サービス向上も期待できる。学術情報課での過去に実施した試算でもユーザー1人に対して1ライセンスが許諾されるライセンス体系に一括契約すると現状よりコスト削減可能な結果になったとのことである。これを実施するには、各研究室または各部署から人数に応じたコスト負担や予算措置をしなければならないが、PC数と人数は必ずしも一致しないことから不公平感が存在するなどの理由で、すべての関係者から同意を受けることができず、実現に至っていない。

学内ライセンスの一括管理による管理レベルの向上、コスト削減および教職員・学生へのサービス向上のため、全学的視点からすれば、ユーザー1人に対して1ライセンスが許諾されるライセンス体系の一括契約を導入すべきである。(意見)

認している。

これ以外のソフトウェアについて厳格に管理するためには、高額な管理システムの導入が必要となるため、セキュリティ講習会、自己点検などの機会を通じ、全教職員に対し不正利用の禁止を啓発していく。

情報機器については、固定資産台帳の登録によらず、事務局へ報告するよう徹底し、使用者にデータの削除を行っているか確認する。他の廃棄物品と同様に、収集場所まで事務員が同行する。収集台数と処分台数の確認を行い、収集から処分までに機器が紛失していないか確認する。情報漏えい防止の為、出来る限りハードディスクや基盤を破壊して処分に出し、出来ない場合は処分業者に破壊処分を依頼する。

平成28年度からはマイクロソフト製品について使用機器台数によらず学生・教職員の人数に応じて利用できるよう包括ライセンス契約を締結したほか、トレンドマイクロ及びアドビ製品については従来からツールにより違法使用は起きない仕組みとなっている。

<p>オ 領収書管理(P73)</p> <p>領収書は、現金受取りの際に使用される重要な書類であり、不正に利用されるおそれもあるため、厳格な管理がされるべきものである。領収書使用に関する規程やマニュアルの作成および運用が必要である。(意見)</p> <p>また、領収書は大学全体である程度の量が使用されており、領収書管理レベル向上および事務効率化のために連番付きの大学専用領収書の印刷・利用を検討すべきであろう。(意見)</p>	<p>領収書を適正に管理するため、連番の記入や書き損じ用紙の取扱いについて徹底した。</p> <p>領収書を適正に管理するため、連番の記入や書き損じ用紙の取扱いについて徹底した。</p>
<p>カ 金庫鍵・法人印の保管(P73)</p> <p>金庫の鍵および法人印の保管状況を現地視察したところ、下記のような状況がみられた。</p> <p>金庫の鍵は施錠可能な机の引き出しに保管されていたが、業務時間中は引き出しに鍵をかけておらず、また金庫に保管されているべき公印(実印は除く)は机の上に置かれていた。なお、銀行印は金庫に保管されていた。</p> <p>セキュリティ上、金庫の鍵および公印は、鍵のかかる引き出しに保管し、常時施錠すべきである。(意見)</p>	<p>現在、公印については次のように対応している。</p> <p>勤務時間中は、公印は執務室の机の上で使用し、職員が不在になる時は、金庫に保管し、金庫の鍵は鍵のかかる引き出しに保管し、常時施錠する。</p> <p>夜間及び休日は、公印は金庫に保管し、金庫の鍵は鍵のかかる引き出しに保管し、常時施錠する。</p> <p>なお、銀行印についても、常時金庫に保管し、金庫の鍵は鍵のかかる引き出しに保管して常時施錠している。</p>
<p>(5)事務執行の有効性・効率性</p> <p>ア 旅費宿泊料(P75)</p> <p>上記のような結果から、宿泊料の金額は実際に要する支出額に比べ支給額が高額になっているのは明らかである。支給額と実際の宿泊料との差額が職員に支払われることとなっているのは相当とはいえない。</p> <p>一般企業における出張旅費も削減傾向にあり、実費精算、テレビ会議の導入、ディスカウントチケットの利用等の削減策を導入している。</p> <p>緊縮財政下にある県立広島大学においても、一定額を上限とした宿泊料の実費精算などの削減策を検討すべきである。(意見)</p>	<p>各公立大学法人に照会したところ、宿泊費の実費精算を実施していると回答があったのは7大学であった。証拠資料の徴収、精算額の確定といった事務負担の増加も勘案しながら、引き続き研究を行う。</p>
<p>イ 旅費以外の仮払い(P76)</p> <p>県立広島大学庄原キャンパスへの訪問時に、現金の現物確認を行ったところ、帳簿と現物との間に食い違いがみられた。担当者に質問したところ、訪問日当日の野外実習で使用する入場料に対する仮払いが発生していたとのことであったが、その事実を証明する書面(例えば、仮払金の申請書や精算書など)はなかった。このような旅費以外の仮払いに関して、特に規程やマニュアルはなく、現場でその都度対応しているとのことである。</p> <p>現金の取扱いは証憑に基づき厳格に行うべきであり、旅費以外の仮払いに関しても規程または</p>	<p>旅費以外の仮払いに関しても、旅費と同様に処理することとした。</p> <p>今年度の野外実習で必要とした入場料については、仮払いとして、起案を基に出金伝票を作成し、仮払金に際しては受領者の押印を徴した。その後、経費報告書により精算手続きを進め、完了した。</p>

<p>マニュアルを整備し、いつ(仮払日、精算予定期)、だれに、いくら、どのような目的で仮払いしたか書面にて、仮払者および経理担当者のサインまたは押印を残して管理すべきである。(指摘)</p>	
<p>(6)業務処理の経済性 ア 教学システムと学生情報照会システムとの連携(P77) 二重入力といった業務の無駄の排除および提出書類簡素化による学生サービス向上のため、入試担当課、教学課、財務課等、さまざまな部署が参画して学生提出書類の見直しとともに、それぞれのシステムのインポートおよびエクスポート機能を利用して、データ入力作業が重複しないような業務の流れを図ることが必要である。(意見)</p>	<p>学生提出書類については関係部署において、見直しに係る検討を行う。 また、システムについては、平成29年1月から教学関連システムが更新されることから、データ入力作業の軽減を念頭においた新システムの設計を検討する。</p>
<p>イ 文書管理システムの導入(P79) 上述の稟議決裁、勤怠管理、旅費精算、報告文書保管などは、紙媒体に替えてシステムを導入することにより業務の効率化およびコスト削減が期待できるのであるから、部門間で協力し、全学的に最適なシステムを導入するとともに、それに伴った人材配置の最適化を行うべきである。(意見)</p>	<p>経営資源・執行体制が限られるなかで、導入コストと業務改善効果のバランスがとれるか検討を行っていく。</p>
<p>ウ 授業料徴収業務の学内処理(P80) 上表②、③については、単純作業であり内製化は可能と考えられ、また、③は前述の通り教学システムとのデータ二重入力もされていることから、学内業務に切り替えることを前提として、コスト削減に努めることが必要である。(意見)</p>	<p>新入生データ登録、更新処理は、年度末の繁忙期に行わなければならず、内製化は人的資源などの費用対効果の観点から困難であるが、教学システムと連動したシステムに更新することで、データ登録の二重入力は解消される予定である。</p>
<p>4 契約事務(P83) 監査対象とした随意契約のうち2件の契約は、プロポーザル方式によるものであったが、その「具体的な隨契理由」の欄には、たんに「プロポーザルにより選定した業者」と記載するのみであり、契約事務取扱規程第27条8号記載の「その他理事長が随意契約とする特別の事由」の記載がなかった。</p>	<p>プロポーザルに付す場合は、プロポーザルの実施に係る伺い(起案)の中で具体的な理由を記載しており、随意契約時の伺い(起案)では省略しているところである。</p>
<p>プロポーザル方式の契約とは、企画・提案を公募して選定した事業者と契約を締結する方式のものをいうが、その選定手続いかんによっては、実質的には随意契約と異なることもあるから、プロポーザル方式を選択したことが競争性の確保の点において問題がないかを検証することができるようするため、プロポーザル方式にした具体的理由を記載すべきである。(意見)</p>	
<p>いわゆる反社条項(暴力団排除条項)とは、暴力団等の反社会的勢力と契約をしない、またすでに契約をしている場合には、契約を解除できることとし、暴力団等が取引関係に関与できない条項をいうが、反社条項は、文言上は契約事務取扱</p>	<p>「契約マニュアル」において、関係条項を盛り込んだ契約書文例を定めていることから、引き続き、同マニュアルの周知徹底を図るとともに、契約締結の起案決裁において、記載漏れ・記載すべき事項のチェックを行う。</p>

規程第30条の各号の中に明記されていない。しかし、広島県を含め全国の地方自治体が暴力団排除条例を制定しており(広島県は平成22年12月27日制定)、今日では反社条項を契約書の中に入れることは民間企業においても定着してきている。大学の社会的地位に照らして考えてみると、反社条項は、前記第30条11号の「その他必要な事項」の中に含めて考えることができる。監査対象とした契約の中には反社条項の記載のないものも見受けられた。県立大学の締結する契約書の中には反社条項を記載するようすべきである。(意見)

個人情報保護条項も契約事務取扱規程第30条の各号の中に明記されていない。監査対象とした契約の中には個人情報保護条項の記載のないものも見受けられたが、個人情報保護の要請は、個人情報保護法という法律に基づく要請であつて、大学は学生の個人情報を含め、多くの個人情報が蓄積されている組織の一つであること、および個人情報については、「公立大学法人県立広島大学における個人情報の管理に関する規程」によって、大学が保有する個人情報の適正な管理が義務付けられていることを考慮すると、今後は県立大学の締結する契約書の中に取り入れるべきである。(意見)

第一審の専属管轄裁判所を記載している契約書は、ごくわずかであった。裁判管轄の合意は、契約関係につき裁判上の争いになった場合、第一審の裁判所がどこになるかを定めるものであり、訴訟に要する時間・費用の面において大きな差異が生じる可能性のある合意である。ことに遠隔地の相手方との契約においては、これらを配慮し、合意管轄条項を入れるべきである。(意見)

個人を相手方とする学生寮の管理業務委託契約書の中に、独占禁止法に違反したことを前提とした条項が見受けられた。しかし、独占禁止法は事業者の公正かつ自由な競争を促進するための規制法であることを考慮すると、事業者でない個人につき独占禁止法が問題となることは考えにくい。契約の性質・目的・相手方からみて、記載すべき事項と記載しなくてもよい事項を吟味し、契約書を作成すべきである。(意見)

5 評価システム

(1) 監査制度

ウ 制度の有効性・効率性(P88)

前述したように、監査室規程においては、副室長は経営企画室長が兼務し、室員は経営企画室職員が兼務することとされており、経営企画室の職員が監査室の業務を兼務することとなっている。

「契約マニュアル」において、関係条項を盛り込んだ契約書文例を定めていることから、引き続き、同マニュアルの周知徹底を図るとともに、契約締結の起案決裁において、記載漏れ・記載すべき事項のチェックを行う。

「契約マニュアル」において、関係条項を盛り込んだ契約書文例を定めていることから、引き続き、同マニュアルの周知徹底を図るとともに、契約締結の起案決裁において、記載漏れ・記載すべき事項のチェックを行う。

「契約マニュアル」において、関係条項を盛り込んだ契約書文例を定めていることから、引き続き、同マニュアルの周知徹底を図るとともに、契約締結の起案決裁において、記載漏れ・記載すべき事項のチェックを行う。

平成23年度から監査室を設置し、公正中立な立場で内部監査を実施しているところであり、本学の規模では、独立した内部監査室を設けるのは効率的ではないと考えられる。

このように、経営企画室の職員が監査室の業務を兼務することとされているのは、大学全体の事業を把握し、理事長のマネジメントのもとで大学の目標・計画を企画・立案する立場にある経営企画室との兼務により、各種の監査への効率的な対応を図るとともに、目標・計画の効果的な達成に必要となるPDCAサイクルを確立できるとの考え方からである。

たしかに、監査室の業務のうち、外部監査に関する事務などの監査室監査以外の業務については、業務全体を把握している経営企画室の職員が兼務することにより、迅速かつ効率的な対応ができると考えられる。

しかし、監査室の業務には、監査室による内部監査も含まれているところ、当然、経営企画室も監査の対象となり得る。平成24年度の報償費に関する監査の際には、監査室に対する内部監査が実施されている。その際には、自己監査となることを避けるべく、他の部署に対する監査と異なる特別な対応をしたという事実はなかった。

公平中立な監査を実施するためには、内部監査を実施する部署は独立して設けるべきである。(意見)

(2) 業務評価体制(P90)

監査室の場合と異なり、業務評価室の場合は、規程上経営企画室との兼務が定められてはいないにもかかわらず、実際は経営企画室の職員が業務評価室の室員を兼ねている状況にある。

これは、業務の効率化等を考慮したことと考えられるが、経営企画室は、新規事業について事業計画の立案・実施を担う場合があることから、経営企画室と業務評価室を兼務とすると、同一の職員が計画の立案から実績の評価まで携わる可能性が生じる。評価項目や評価方法が定められていることから、計画立案者自らが評価に関わることがただちに不公正な評価に結び付くとはいえないが、評価に対する透明性を高め、県民の信頼を高めるためには、業務評価室と経営企画室との兼務体制は解消すべきである。(意見)

(3) 教員の評価体制

ア 教員業績評価制度(P91)

平成25年度の評価結果を見ると、S評価(64.7%)とA評価(26.5%)で全体の9割以上を占めている。もちろん、多くの教員が優れた実績を挙げることは望ましいことではある。しかし、評価という側面で考えると、5段階評価で9割以上の教員が上位2段階に集中するという評価では、十分な評価機能を持つ評価とはいえない。

各教員の自主的な改善行動へつなげる、あるいは部局全体での教育研究等活動の改善の指針とするためには、その評価結果によってできるだけ多くの教員が新たな改善すべき課題を見つ

計画立案及び実績報告は、各部局等により実施される自己点検・評価とそれに基づく次年度計画の部局等における策定が基本であり、そのとりまとめを経営企画室で実施しているところである。また、大学(機関)としての実績評価に関しては、経営企画室が担当することにより、大学全体の方針等を踏まえた実質的な評価が可能であることや、評価をもとにPDCAサイクルを機能させながら継続的な改善を行うための進捗管理が効果的・効率的に実施できるなどのメリットが生じることから、本学としては現兼務体制を継続させる方針である。

教員業績評価委員会内に「給与反映を前提とした教員業績評価制度の見直しに係る検討部会」を設置し、評価制度の抜本的な見直しを開始したところである。

けられることが望ましい。評価項目の追加・細分化や、重み付けの再検討などにより、より詳細な評価ができるよう評価方法を再検討すべきである。(意見)

(4)研究の評価体制

イ 監査結果

(イ)基本研究における事後評価について(P97)

基本研究費の事後評価は、上述した教員業績評価と共通の基礎資料に基づいて行われるが、評価にかかる重み付け等を対象部局ごとに異ならせている。ただし、評価結果の分布としては、教員業績評価の結果と大きく異なるものではないため、大多数の教員が上位層に集中している状態である。

例年ほぼ全員が横並びかつ高評価である状態が続くとすれば、傑出した成果を残したとしても他の教員との差がつかなくなるため、各教員に更なる貢献意欲を引き出すことは難しくなってくる。教員の貢献意欲を引き出すという目的をより効果的に達成させるためには、評価項目の再検討などにより、多くの教員が貢献意欲を高められるような評価体制を構築すべきと考えられる。(意見)

(6)広報の評価体制(P104)

平成25年度において、県立広島大学における広報の取組みおよび成果を評価したものとしては、前述した「広報実績について」と題する書面のみである。この書面では、ウェブページアクセス数やメディア掲載回数、県庁記者クラブへのプレスリース提供数などについて、前年度との変化を数値で示して実績を確認している。また、メディア掲載回数の増加については、サテライトの講座募集や保健福祉学部主催のセミナー募集が増えたことが一因であると、一応の分析もされている。しかし、サテライトの講座募集や保健福祉学部主催のセミナー募集の増加原因の分析はされておらず、さらにウェブページアクセス数の増加の原因などの分析はされていない。「本学のブランド力の把握」についても、日経BPコンサルティング「大学ブランド・イメージ調査2013-2014」において、中四国の大学の中で18位という数値をあげて知名度が低いことは確認しているものの、その原因是分析しておらず、課題についても「本学ならではの魅力の発信が求められている。」という抽象的な記載にとどまっている。

現状となっている原因を分析し、改善のための課題をできるだけ具体的に設定し、PDCAサイクルが十分に機能しうる評価体制を構築すべきである。(意見)

6 リスク管理体制

(1)危機管理体制全体(P111)

第1に、上述のとおり、危機管理規程および同

教員業績評価委員会内に「給与反映を前提とした教員業績評価制度の見直しに係る検討部会」を設置し、評価制度の抜本的な見直しを開始したところである。

昨年度に委託実施したコンサルタントによる広報分析の結果及び改善課題に関する提案を受け、学内の広報推進会議において今年度の取組内容を決定、実施しているところである。この取組に関する検証・評価については今年度末に同会議において実施する予定であり、今後もPDCAサイクルを機能させながら、効果的な広報活動の推進に努める。

平成27年12月に危機管理委員会を開催し、危

<p>ガイドラインの策定後、危機管理体制の整備は十分に進捗しているとは言い難い。危機管理規程では、理事長を危機管理の統括責任者と定めているが、危機管理委員会に危機管理体制の整備に関する種々の権限を付与しており、同委員会の主導によって県立広島大学における危機管理体制の整備が推進されることが期待されているものと考えられる。従って、危機管理委員会は設置後速やかに開催されるべきであった。平成26年2月の第1回委員会後、全学的な調査によって個々のリスクに関する危機管理体制の現状を把握し、それを踏まえて、今後危機管理体制の整備を進めることとされているが、危機管理規程の制定から既に約3年が経過していること、予期せぬ自然災害、各種事故あるいは事件の発生等種々のリスクに対応した学内の危機管理体制の整備は喫緊の課題というべきであること等からすると、必要に応じて適宜委員会を開催し、委員会の主導により、危機管理体制の整備を急ぐべきである。(指摘)</p>	<p>機事象対応マニュアルの整備方針を取りまとめ、27年度中にマニュアルを整備することとした。</p>
<p>第2に、前述のとおり11の危機事象の全部または一部について、何ら規程、ガイドラインあるいはマニュアルが作成されていない。現在、各キャンパスの部局長等へ複数回の意見照会を行い、各キャンパスの意見を反映しながら適宜マニュアル等の作成が進められているところであるが、上記11の事象には、落雷・停電、施設の故障、風評被害、食中毒など、いつ発生してもおかしくないものも多数含まれているから、速やかに規程等を作成するべきである。また、危機管理ガイドラインは第1章第4において危機事象対応マニュアルの作成が義務付けられているが、それは「危機事象に応じて必要な対応策をまとめた手順書」であり、危機事象発生時に誰が如何なる行動を具体的に取るべきかの手順を時系列に沿って分かりやすく示した文書である。その観点からいえば、規程、要領、ガイドライン、連絡網等は、対策委員会等の構成あるいは各職員の抽象的な役割などを定めるに留まり、通常、「危機事象対応マニュアル」には該当しない。従って、早期に危機事象対応マニュアルに相当するものを、可能な限り危機事象全てにおいて整備すべきである。(意見)</p>	<p>前記危機管理委員会の方針に基づき、危機管理ガイドライン(平成23年11月策定)に定められている危機事象30事例のうち未整備のものについて危機事象対応マニュアルを整備した。</p>
<p>第3に、学内全体の危機管理体制の整備・運用を所管する部署が決められていないため、現状を把握して整備を進める作業が遅れている面があるものと考えられる。従って、特定の部署に上記事項を所管させて、危機管理委員会や理事長に定期的に運用状況等を報告させる体制を構築すべきである。(意見)</p>	<p>引き続き本部総務課が危機管理委員会の運営を所掌し、適切に運用していきたい。</p>
<p>(2)事例ごとの危機管理体制について ア 火災時の学生・教職員の安全管理体制</p>	

<p>(P114)</p> <p>火災発生時の被害を最小限に留めるために、教職員の取るべき行動を端的に示すマニュアル的な文書が存在することが望ましい。上述のとおり広島キャンパスが作成し教職員に配布している「自衛消防組織行動マニュアル」はそれに相応するものであるが、庄原および三原キャンパスにおいては該当するものがあるとは評価できない。従って、「自衛消防組織行動マニュアル」を参考にするなどし、庄原および三原の各キャンパスにおいても教職員の行動マニュアルに相当するものを作成するよう努めるべきである。(意見)</p> <p>次に、上述のとおり広島および三原キャンパスで実施された消防訓練において消防隊員より消防訓練の反省点が指摘されており、その中には他のキャンパスにおいても参考となるものが含まれている。このような専門家による指摘事項は非常に有益なものであると考えられるので、全ての年度における指摘を記録として残し、中でも重要なものは後述する対応マニュアルに盛り込む等して、教職員に十分に周知させるべきである。また、他のキャンパスにも記録を送付し、情報を共有するべきである。(意見)</p> <p>ウ 情報管理(P118)</p> <p>情報管理については、個人情報管理規程および上記セキュリティポリシーなどの規定する内容に沿った措置・対策が取られており、概ね適切になされていると認められる。</p> <p>ただし、個人情報規程が実施を要請している措置のうち、25条が規定する個人情報のバックアップの分散保管が行われておらず、35条が規定する総括保護管理者による個人情報の適正な管理のための措置の評価について、これまで個人情報の不適切な取扱い等の事象が発生していないため実施されていないことが認められたほか、情報セキュリティポリシー第2編が規定する対策のうち、第3の重要度に応じた情報セキュリティ対策(重要度のレベルを定めた情報分類による対策)および第6のデータバックアップ媒体の適切な管理(サーバ設置室と別個の場所での管理)について不十分な点が認められた。学術関係や個人関係の情報を多く扱う大学において情報管理は非常に重要であり、些細な不備から情報漏洩等の事故が発生する可能性もあることから、上記各点については速やかに措置あるいは対策を講じるべきである。(意見)</p>	<p>広島キャンパスの「自衛消防組織行動マニュアル」を共有し、各キャンパスの消防訓練の資料に反映させるなど活用していく。</p> <p>消防訓練時の指摘については各キャンパスで情報共有するとともに、行動マニュアルに反映させていく。</p> <p>平成28年度からは、個人情報のバックアップを借り上げデータセンター及び庄原キャンパスに分散保管することとしている。</p>
---	--